

# 資産税NEWS

— 秋号 — ⑩



No.175

## 2020年 秋号

京都税理士法人

〒601-8328

京都府京都市南区吉祥院九条町30番地1

江後経営ビル

TEL: 075-693-6363 / FAX 075-693-6565

Topic

## お手持ちの不動産、相続の備えは？

土地や建物など不動産は、金銭に比べ分割相続が難しい財産です。相続に備えて、家族間で話し合いを行っておくことが好ましいでしょう。国土交通省の調査結果※から、土地や住宅の相続への対応状況をみていきます。

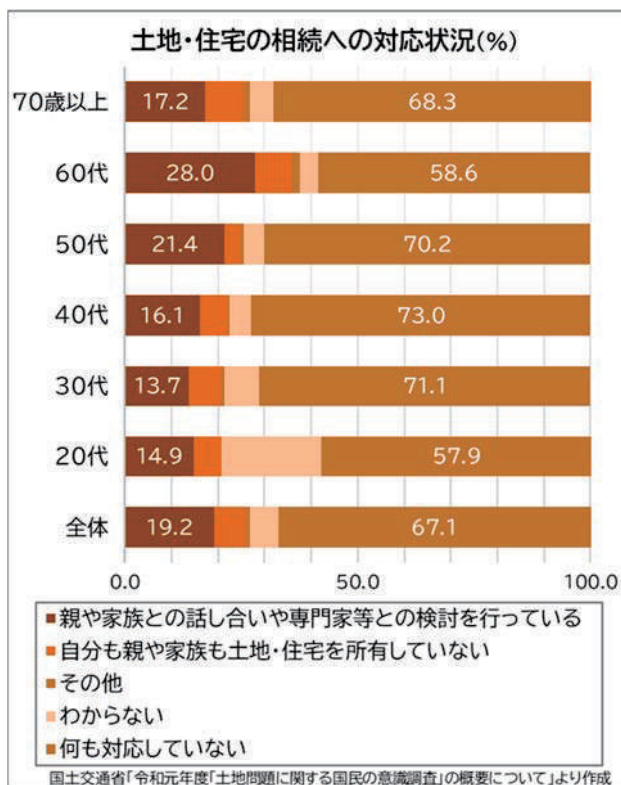


### 「対応している」2割に届かず

「自分または自分の親や家族が、現在または将来の土地や住宅の相続について対応しているかどうか」について、「親や家族との話し合いや専門家等との検討を行っている」との回答は、全体で19.2%となりました（右表参照）。一方で、「何も対応していない」は全体で67.1%、30～50代では70%を超えています。

理由としては、「時期尚早だと思っているから」が最も高く54.9%、次いで「特に理由はない」が19.6%でした。年代別では、60代以上で「特に理由はない」が、40～50代では「話し合う時間がない」が高くなっています。

後々困らないよう、話し合いや相談等を通じて備えをされておくといよいでしょう。相続に関するご相談等は、お気軽に当事務所までお問い合わせください。



※国土交通省「令和元年度「土地問題に関する国民の意識調査」の概要について」

全国の20歳以上の者3,000人を対象に2019年11～12月に行われた調査です。詳細は次のURLよりご確認ください。

<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/content/001347050.pdf>

### ～2020年秋号 目次～

お手持ちの不動産、相続の備えは？ ..... 1

相続財産を把握するために必要な資料 ..... 2

生命保険の受取人が「法定相続人」の場合 ..... 4

法務局における自筆証書遺言の保管制度 ..... 6

筋力の低下に歯止めをかけよう！ ..... 8

## 相続財産を把握するために必要な資料

相続手続きを行うときには、亡くなった方が何をどれだけ所有されていたか、全ての財産を把握しなければなりません。相続財産を漏れなく把握できるよう、役に立つ資料をご案内します。



### Question

今年の春に母が亡くなりました。49日の法要を終え、そろそろ相続の手続きなどを進めようと思うのですが、離れて生活していたため、母がどのような財産を所有していたのか全く分かりません。

母の財産はどこでどのように確認したらよいのでしょうか？

### Answer

お母様の財産を把握するには、まず、ご実家にあるお母様の身の回りの物（お財布、通帳など）の確認が必要です。

また、基本的に財産を所有していれば、その財産についての通知や案内等が、何らかの書面でお手元に届きます。お母様宛ての郵便物等が手掛かりになる場合もあります。

### 財産を特定するために

たとえば**不動産**を所有していれば、年に1度4月頃に**固定資産税の課税通知書**が市町村から送られてきます。

**有価証券**をお持ちであれば、年に数回**証券会社の取引報告書**や**配当金支払通知書**が送付されてきます。証券会社に預け入っていない配当金の支払いがない株式会社でも、**株主総会のご案内**などの書類が送付されてきます。

**預貯金**は、定期預金などへの預け入れがあれば、**満期のお知らせ**などの**ハガキ**が届きます。**キャンペーン**などの案内が届いていれば、その金融機関に預け入れがある可能性があります。

こうした書類を確認することにより、通帳やキャッシュカードが見当たらなくても、どの金融機関等で取引があったのかを把握する

ことができます。

**預金通帳**があれば取引の流れを確認することで、保険会社の名前で引き落としがあれば何らかの**保険への加入**や、あるいは一般の会社や金融機関名で入金があれば配当金や投資信託の分配金の可能性があり、**有価証券や投資信託**の所有を推測できます。また、貸金庫使用料が引き落とされている場合には、銀行にて**貸金庫**を借りておられます。貸金庫の中に大切な書類（通帳、実印、権利証など）が保管されている場合もありますので、貸金庫の中もご確認ください。

**ゴルフ会員権**の場合は、会員証等が見当たらなくても、**年会費のご案内**などが届くことから、所有していることが判明する場合があります。

このように、色々な情報の一端からお母様の財産を推測、把握していきます。

## 準備いただく主な書類の一覧表

亡くなった方の所有財産把握のために、ご遺族に準備をお願いしている主な書類を一覧にしました。

相続手続きが全て完了した後に財産の漏れが見つかった場合には、改めて相続人全員に

署名・捺印をお願いすることが必要になる場合があります。

そのような二度手間とならないように、財産の洗い出しは慎重に行うことが大切です。

ご実家にある、ちょっとした書類や消耗品にも注目し、また、お母様宛ての郵便物などにも注意して、財産の把握に努めてください。

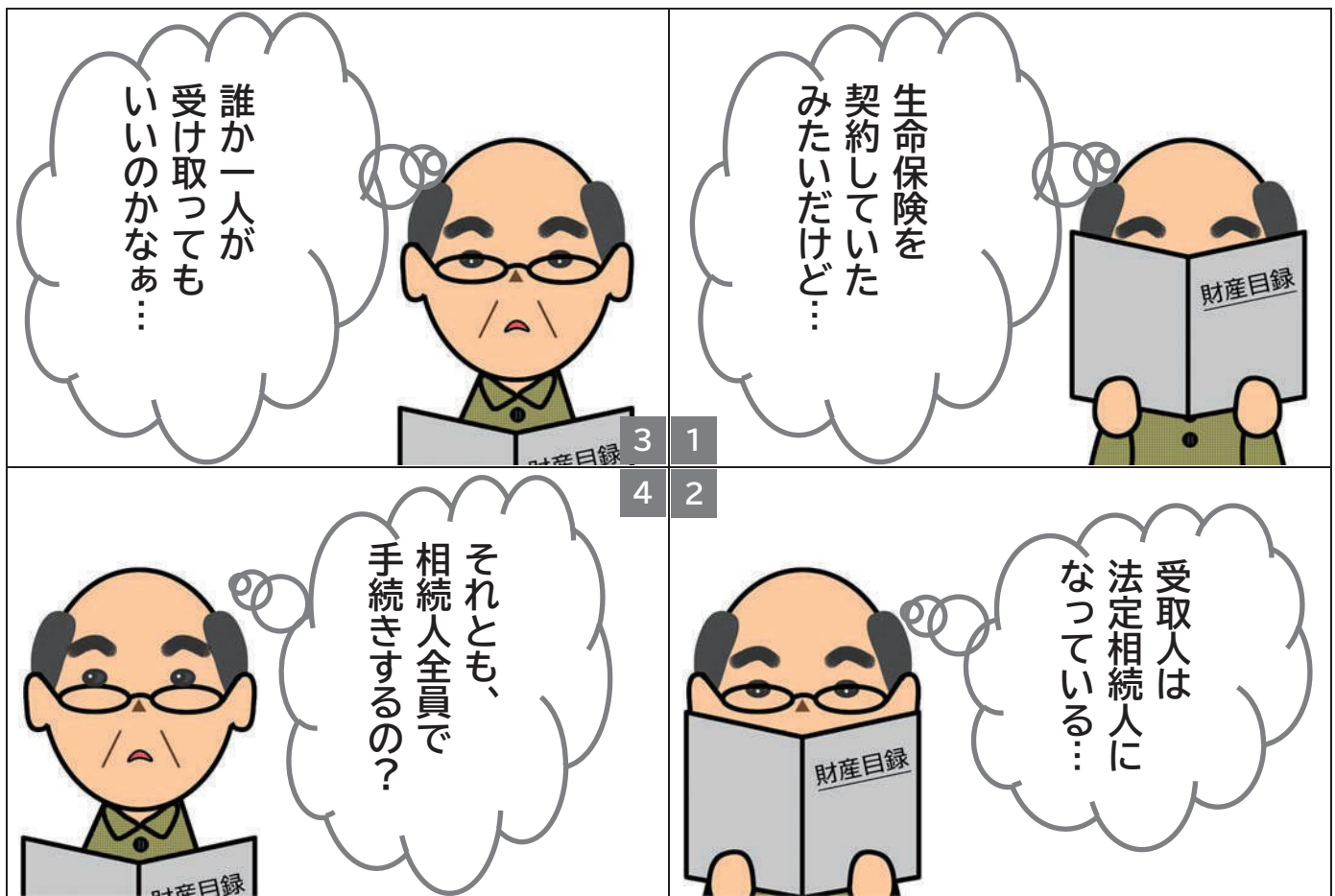
財産等の種類	書類の名称等	取得場所等
不動産	固定資産税課税通知書	毎年4月頃に市町村より送付
	登記識別情報(権利証)	お手元
	登記事項証明書	法務局
	賃貸借契約書	お手元
上場株式	証券会社の取引報告書	年数回証券会社より送付
	配当金支払通知書	信託銀行より送付
	議決権行使書	信託銀行より送付
非上場株式	法人税の申告書類(過去3期分)	評価会社
預貯金	通帳	お手元
	定期預金等証書	お手元
ゴルフ会員権	預託金証書又は株券	お手元
生命保険金	保険証券	お手元
死亡退職金	支払通知書など	お手元
電話加入権	電話番号	
貸付金	契約書等	お手元
未収入金	受領時の支払通知書等	お手元
債務	借入金返済計画表など	借入時に金融機関等発行
未払金	医療費、公共料金等請求書・領収書	お手元
未納公租公課	課税通知書、納付書など	お手元
葬儀費用	請求書・領収書	お手元
	領収書がない場合は、メモ書き	
その他	過去の贈与税申告書	お手元
	遺言書	お手元



\*財産の保有状況等によっては、上記以外の書類のご準備をお願いすることがございます。

## 生命保険の受取人が「法定相続人」の場合

亡くなった方が契約していた生命保険（亡くなった方ご本人が契約者で被保険者）において、受取人が「法定相続人」となっていた場合、死亡保険金の受取人は誰になるのでしょうか。



### ケーススタディ

次の契約を例に、誰がどのように保険金を受け取ればよいのかをみてみましょう。

保険種類	終身保険
死亡保険金額	1,000 万円
契約者(保険料負担者)	父
被保険者	父
保険金受取人	法定相続人

家族構成は、父(死亡)、母、長男、二男。  
父の相続における法定相続人は、母、長男、二男の 3 名。

この場合、父の死亡時における法定相続人が、各々法定相続分の割合で保険金を受け取ることになります。



最高裁判所の判例<sup>※1</sup>に従うと、死亡保険金は次のように受け取ることになります。

※1 最高裁第三小法廷 昭和 40 年 2 月 2 日、最高裁第二小法廷 平成 6 年 7 月 18 日

### 誰が受取人となるのか？

生命保険は、契約時に契約者が特定の人を受取人に指定するのが一般的です。

しかし、契約者と被保険者が同じ契約で、特定の人が指定されず、受取人が「法定相続人」となっていた場合、**死亡時における被保険者の法定相続人が受取人**となります。

よって、今回のケースでは、お父様の法定相続人である、お母様、お子様2名（長男、二男）の3名が、死亡保険金を受け取ることになります。

ただし、ご契約生命保険の約款により、受取人の順位が定められている場合は、約款指定の順位に従い受け取ることになります。

### 受け取る配分は？

死亡時に被保険者の法定相続人が複数名いる場合、特段の事情がない限り、**各保険金受取人が受け取るべき権利割合は、法定相続分の割合**になります。

今回のケースでは、受取人となるのは母・長男・二男で、配分は次のようになります。



**母 500万円**  
=1,000万円×1/2※2



**長男 250万円**  
=1,000万円×1/4※2



**二男 250万円**  
=1,000万円×1/4※2

※2 法定相続人が配偶者と子である場合の法定相続分の割合

配偶者	1/2
子	1/2 複数人いる場合には、 1/2 を均等に分割

また、相続人であるため、相続税における生命保険の非課税枠も適用できます。

### 相続放棄しても受け取れる？

受取人が法定相続人となっている場合でも、保険金請求権は、保険契約の効力発生（死亡時）と同時に、受取人である相続人の固有財産とみなされるため、被保険者の相続財産とはならず、今回の相続人が、相続放棄をした場合でも、死亡保険金を受け取ることができます。

ただし、相続税における生命保険の非課税枠は適用できません。

### 注意点

次の点にもご注意ください。

- 生命保険の死亡保険金は、受取人の固有財産とみなされるため、基本的には遺産分割協議の対象外となります。
- 受取人が法定相続人となっている場合、相続時に権利者となる人の特定が複雑になる、請求時の手続き書類が煩雑になる場合があります。



今回のケースのような保険契約は、相続人同士のトラブルに発展する可能性もあります。

可能な限り、特定の人を受取人に指定されておくことをお勧めいたします。

## 法務局における自筆証書遺言の保管制度

民法改正により、遺言書を法務局にて保管してもらえるようになりました。今回は、法務局における自筆証書遺言の保管制度についてご紹介します。

### どんな制度？

2020 年（令和 2 年）7 月 10 日施行の「法務局における遺言書の保管等に関する法律」により、自筆証書遺言の保管を法務局へ申請できる制度が始まりました。

こちらの制度を利用することにより、自宅で遺言を保管しているときに起こるかもしれない、紛失、改ざんや隠ぺいのリスクをなくすことができます。また、遺言者の死亡後、自筆証書遺言を相続人が発見すると家庭裁判所で検認の手続きをしなければなりません。今回の保管制度を利用すると、検認の手続きは不要となります（11 条）。

### 申請の流れ

今回の制度で、保管の対象となる遺言は自筆証書遺言（民法 968 条）です。

従来は封をして保管しておくことが必要でしたが、法務局で保管される遺言は封をしていないものになります（4 条）。

#### 【保管の申請の流れ】

① 自筆証書遺言の作成



② 保管をする法務局に出向き、申請(4 条、5 条)  
(保管申請の手数料は 1 件 3,900 円)



保管申請をするときは、どこの法務局でもよいというわけではありません。申請者（遺言者）の住所地か本籍地か所有する不動産の所在地、のいずれかを管轄する法務局へのみ申請が可能となります。また、申請をする際には必ず予約の上、出向く必要があります。

申請の際に注意していただきたいことは、自筆証書遺言の内容について法務局は相談にのることはできないという点です。内容に不備があるとせっかくの遺言が使用できず、意味の無いものとなってしまいます。内容に不安のある場合にはお近くの専門家へご相談ください。

保管申請の他、閲覧等には手数料がかかります。詳しくは、法務省ホームページでご確認ください。

法務省ホームページ「法務局における自筆証書遺言書保管制度について」

[http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03\\_00051.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html)

## ところで、自筆証書遺言って何？

さて、今回の制度で保管の対象となるのは自筆証書遺言ですが、そもそこの「自筆証書遺言」とはどのようなものなのでしょうか。最後に、遺言の形式について少しご紹介します。

遺言の形式には、普通方式によるものと特別方式によるものがあります。自筆証書遺言は、普通方式による遺言になります。普通方式による遺言には、次の3種類があります。それぞれのメリット・デメリットを見てみましょう。



### 【遺言書の種類別メリット・デメリット】

	メリット	デメリット
自筆証書遺言	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ご自身だけで作成できるため、他人に内容を知られない</li> <li>● 費用がかからない</li> <li>● 変更も簡単にできる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 方式に反していると無効になってしまう</li> <li>● 内容が不明確で、不備になることも多い</li> <li>● 紛失の恐れがある</li> <li>● 検認手続きが必要</li> </ul>
公正証書遺言	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 不備の可能性が少ない</li> <li>● 紛失等の危険性がない</li> <li>● 検認手続きが不要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 他人に内容を知られる</li> <li>● 作成の手間と費用がかかる</li> </ul>
秘密証書遺言	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 他人に内容を知られない</li> <li>● 公正証書よりは費用が安く済む</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 不備の可能性はある</li> <li>● 作成の手間と費用がかかる</li> <li>● 紛失等の恐れがある</li> <li>● 検認手続きが必要</li> </ul>

遺言を作成することは、遺されたご家族の方の手続きが楽になるだけでなく、ご自身の最期の気持ちを表現することにもなります。内容や状況に応じて、どの書式の遺言がご自身に適しているか検討し、作成されることをお勧めします。



## 筋力の低下に歯止めをかけよう！

年齢とともに、筋力が落ちたと感じるが増えていませんか。今回は、筋力の低下に歯止めをかけて、いつまでも元気にお過ごしいただける暮らしのポイントをご紹介します。

### サルコペニアとは？

高齢になると、自分で積極的に動かないと社会活動の範囲も狭くなり、体力が低下しやすくなります。また、筋肉量は加齢に伴い 40 歳くらいから徐々に落ちていきます。筋肉を構成している筋繊維は、80 代になると 20 代の半分ほどに。このように加齢によって弱ってしまった筋肉の状態をサルコペニアといいます。これが、シニア層の転倒や寝たきりの原因にもなるのです。

### サルコペニアの可能性を自分でチェック！

サルコペニアの状態にあるかどうかは、ご自身で簡単に確認することができます。

右の①②の結果、「ふくらはぎが太くてつかめない」場合は、サルコペニアの可能性が低く、「ふくらはぎをちょうどつかめる」場合は中程度。「ふくらはぎが細く指が余ってすき間ができてしまう」場合は、サルコペニアの可能性が高いといわれています。年齢とともに筋力が低下することは、誰もが避けられないことだからこそ、予防や対策が重要になってきます。

- |   |  |
|---|--|
| ① | イスに座り、ふくらはぎを出す                           |
| ② | 両手の親指と人差し指で輪っかをつくり、ふくらはぎの一番太い部分にぐるりとそわせる |

### 筋力の低下を防ぐために

筋肉の弱った状態を予防するには、「運動」と「食事」が鍵となります。50 代くらいまでは、積極的に筋力アップのための本格的なトレーニングを週 1 回以上は行い、60 代以上でも生活に支障のない方なら、ゆるめの筋力トレーニングを取り入れてみましょう。また、筋肉をつくるには食事によって栄養をしっかり摂ることも欠かせません。



つかまりスクワット	椅子の背やテーブルなどをつかみ、ゆっくりと 5 回スクワット。もう少しできるようなら、さらに 2～5 回追加します。これを週に 5 回。スクワットは、下半身全体の筋力アップに効果を発揮し、いつまでも歩ける身体をつくる代表的な運動のひとつです。3 分ほどでできるので、無理をしない程度に続けてみてください。
分岐鎖アミノ酸	筋肉をつくるには、アミノ酸が欠かせません。特に、身体の中で作りだすことができない必須アミノ酸の一種である分岐鎖アミノ酸(BCAA)を摂る必要があります。分岐鎖アミノ酸を多く含む食材は、「マグロの赤身、カツオ、鶏肉、牛肉、卵、牛乳」など。毎日の食事で意識的に摂るようにしてみましょう。

エレベーターや自動車が当たり前の現代の暮らしは、一見快適に見えるかもしれませんが、体力の低下を招きやすくもあります。まだまだお元気なうちは、階段を使ったり歩いたり、多少身体に負荷をかけることが筋力低下の歯止めとなります。マメに身体を動かし、栄養価の高いものを食し、いつまでも健やかな日々をお過ごしください。



部長 牧本